

統計体系の整理等検討会の開催について

令和 2 年 3 月 5 日
統計改革調査部会座長決定
令和 3 年 3 月 16 日
一部改正

1. 政府統計の体系的整備に資する諸課題について調査・検討するため、統計改革調査部会の下で「統計体系の整理等検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。
2. 検討会の主査及び構成員は、別紙のとおりとする。ただし、統計改革調査部会座長は、必要があると認める時は、構成員を追加することができる。
3. 主査は、検討会において必要があると認めるときは、学識経験者、統計実務家その他の関係者に検討会への出席を求めることができる。
4. 主査は、必要があると認める時は、一部の構成員及び関係者を集め、特定の課題について調査・検討を行う場を設けることができる。

(別紙)

統計改革調査部会 統計体系の整理等検討会 構成員

主査 内閣官房統計改革推進室参事官
構成員 内閣官房行政改革推進本部事務局参事官補佐
内閣府大臣官房企画調整課統計情報分析推進官
内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（総括担当）付参事官補佐
内閣府経済社会総合研究所研究官
総務省大臣官房政策評価広報課課長補佐
総務省統計局統計調査部調査企画課課長補佐
総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官付企画官
総務省統計委員会担当室室長補佐
財務省大臣官房文書課政策分析調整室課長補佐
財務省大臣官房総合政策課企業統計分析官
文部科学省大臣官房政策課政策推進室室長補佐
文部科学省総合教育政策局調査企画課課長補佐
厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室室長補佐
厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整室室長補佐
厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室室長補佐
農林水産省大臣官房広報評価課課長補佐（評価班担当）
農林水産省大臣官房統計部統計企画官付管理官補佐（統計調整班担当）
経済産業省大臣官房政策評価広報課課長補佐
経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室参事官補佐
国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐
国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室企画専門官